

法人後見ガイドラインについて（案）

1 法人後見の実施に向けた経緯

- (1) あま市において、後見人等候補者を受任調整する際、現状では専門職団体（おもに愛知県弁護士会、リーガルサポート愛知支部（司法書士）、愛知県社会福祉士会）へ候補者推薦を依頼する方法が主流である。
- (2) 愛知県内も成年後見制度の利用の促進が広まっており、各自治体から専門職団体へ後見人等候補者の推薦依頼が増加すると見込まれる。
- (3) リーガルサポート愛知支部の役員との会議において、専門職はなり手に限りがあり、いまのうちから地域で支えるしくみ（体制）をつくってはどうかと提案があった。
- (4) 愛知県社会福祉士会においては、西尾張地域や海部圏域に愛知ばあとにあに所属する会員が少なく、候補者の推薦に苦慮する場合があると申し出を受けている。
- (5) 中核機関としても、本人の課題等に見合った候補者を受任調整することが望ましいことから、法人後見の担い手確保や市民後見人の養成を進めていけるよう、前向きに検討することとした。

2 中核機関の方針

- (1) 上記経緯を踏まえ、令和4年3月18日（金）に開催した第2回あま市成年後見制度利用促進協議会において、あま市成年後見制度利用促進基本計画の期間延長のほか、「法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討」を追加する変更計画が承認された。
- (2) 法人後見は中核機関の一部機能を担う社会福祉協議会が担い手となることで、地域で支えるしくみづくりの一步とし、地域共生社会の実現に向けた取り組みのひとつとしていく方針とした。

3 名古屋家庭裁判所の助言

- (1) 第2回あま市成年後見制度利用促進協議会と令和4年9月21日（水）に開催した第3回あま市成年後見制度利用促進協議会において、名古屋家庭裁判所後見センターの主任書記官に、法人後見の選任に当たってのポイントを聞いた。
- (2) 第2回協議会では佐原主任書記官に、第3回協議会では黒瀬主任書記官に発言をもらっている。
- (3) 法人後見として選任する場合の法人の選任要件

①法人の事業適性

法人の事業の種類や内容、法人として適正に成立・構成されており、その事業の種類や内容が高齢者・障がい者等の福祉に適うものであるか。

当然、本人の資産が営利目的に利用されたり、悪用されたりすることがあってはならないため、裁判所から営利性や事業目的を確認することがある。

②法人の財政状況

法人の財務に会計専門職等が関与し、適正に管理されているか。

仮に本人に損害を与えてしまった場合、賠償する能力があるかどうかなど、法人の財産状況が安定しているか。

③法人の事務遂行能力

担当者に後見等事務を遂行する能力があるか、担当者に対する指導監督体制が組織として適切か、事務担当者への研修が整備されているか。

また、財産管理の方法が適切か、不正発覚時の体制が適切か、個人情報保護の対策が確実にとられているか。

④法人の利害関係

本人に対して有償のサービス等を提供しているなど、具体的な利害関係はあるか、将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか、実質的な利益相反関係に立つことを防止するしくみがあるか。

法人の役員や職員が重複していないか、財政基盤が分かれている場合に実質的な利益相反関係に立つおそれはないか。

4 候補者（受任調整）を法人後見とするポイント

名古屋家庭裁判所の助言を踏まえ、あま市内において上記要件に該当する法人は社会福祉協議会になると考えられる。

社会福祉協議会は地域福祉の推進主体であり、障がい者支援や高齢者支援の相談支援窓口があるほか、支援実績を有している。また、日常生活自立支援事業も実施していることから、福祉的な支援を要するケースについて、法人として受任できるよう整えていく。

具体的に、法人後見として受任するケースとしては次の5点を想定する。

(1) 長期間にわたって成年後見制度の利用が想定されるケース

成年後見制度は開始から本人が亡くなるまで続くため、本人の年齢が若い場合、長期にわたる後見活動が想定される障がい者の場合は、個人よりも法人の方が持続的に支援することができる。

また、法人は内部で担当者を適宜交代させることができ、ひとりでは負担が重い事務を複数人で対応することができる。緊急時の場合には、担当者がその時に不在であっても、法人組織として複数で対応することができる。

(2) 生活費や現金をこまめに本人へ届ける（手渡す）必要があるなど本人への対応回数が多いケース

対応回数が多ければ、個人の負担が大きくなるため、複数人で対応できる法人の方が好ましい。法人であることにより、業務の監査体制が働きやすい。

また、本人の日常生活において、自ら法律行為を行う機会が多いケース、面会や面談、電話の機会が多くなっていくケースは、長期的・組織的な対応が必要となることから、法人後見が望ましい。

なお、専門職後見の場合、月1回以上の対応が必要なケースにおいては、回数が頻回なケースとなり、状況に応じた柔軟な対応が困難なことある。以上のことから、対応回数が多いケースにおいては、法人後見が望ましい。

(3) DVや虐待などの危機管理上の配慮を要するケース

DVや虐待事案については、短期間に状況変化することが想定される。その時々々に即した対応するためには、市のDV防止又は虐待防止担当者と密に連携する必要がある。

このような場合には、福祉的な支援の比重が大きくなるため、組織的に複数人で対応できる体制があると、本人の権利が擁護できることなどから、法人後見が望ましいと言える。ただし、法的課題がある場合は、専門職後見との複数後見も受任調整の段階で視野に入れる。

(4) 報酬が見込めない低所得者のケース

受任調整又は候補者調整の場面において、当該ケースに専門職後見人を検討する場合、報酬が見込めないケースであると、専門職後見人に候補者が見つからない場合がある。これが要因で、本人に後見人が就く（審判が下りる）タイミングに遅れが生じてしまい、本人の権利擁護に影響を及ぼすおそれがある。

このことから、報酬が見込めないケース、報酬が低額となる見込みのケースについては、法人後見により本人の権利を擁護できるようにする。

(5) その他対応困難事案

上記以外に、本人の状況から法人後見が望ましいと判断されるケースは法人後見事案とする。